

がん検診推進事業による子宮頸がん検診・乳がん検診無料クーポン券配布のお知らせ

国は、平成22年度に引き続き、がんによる死亡者を減らすため、日本のがん検診受診率を50%にあげることを目標として、がん検診推進対策を講じることとしました。具体的には、対象年齢の方々に対して、子宮頸がんまたは乳がん検診無料クーポン券を配布するものです。

今年度の対象の方には、6月下旬に郵送でクーポン券をお配りしておりますので、詳しくはクーポン券に同封の「お知らせ」及び「検診手帳」をお読みください。

※年齢は平成23年4月1日現在です。町の健診の年齢基準と異なります。

<子宮頸がん検診>

年齢	生年月日
20歳	平成2(1990)年4月2日～平成3(1991)年4月1日
25歳	昭和60(1985)年4月2日～昭和61(1986)年4月1日
30歳	昭和55(1980)年4月2日～昭和56(1981)年4月1日
35歳	昭和50(1975)年4月2日～昭和51(1976)年4月1日
40歳	昭和45(1970)年4月2日～昭和46(1971)年4月1日

<乳がん検診>

年齢	生年月日
40歳	昭和45(1970)年4月2日～昭和46(1971)年4月1日
45歳	昭和40(1965)年4月2日～昭和41(1966)年4月1日
50歳	昭和35(1960)年4月2日～昭和36(1961)年4月1日
55歳	昭和30(1955)年4月2日～昭和31(1956)年4月1日
60歳	昭和25(1950)年4月2日～昭和26(1951)年4月1日

▼問い合わせ先 健康課 成人健康係 ☎9133

「なくそうー！子どもも虐待」

町では平成18年に「上三川町要保護児童対策地域協議会」を設置し、各機関が連携し、虐待の未然防止・早期発見・再発防止につとめ、お子さんや家庭への支援をしています。

〇しつけと虐待は違うの??

しつけとは…子どもが気持ちや行動を自分自身でコントロールできるように、子どものペースに寄りそって育てることです。

虐待とは…親の都合や感情によって子どもを思いどおりにしようとする行為です。

〇どんなことを虐待というの??

身体的虐待…子どもの体に外傷が生じるような暴行を加えること(なぐる、ける、おぼれさせる、戸外に締め出すなど)

心理的虐待…言葉によるおどし、脅迫、無視、兄弟間の差別的な扱い、子どもの前で行われる家庭内暴力など

性的虐待…子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体に子どもを強要するなど

ネグレクト…家に閉じ込める、病気やケガをしても病院に連れて行かない、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにするなど

家庭という密室で行われている虐待を見つめるには、家族や近所の方たちの相談・通告がカギとなります。

「もしや虐待では・・・?」というご家庭があったら、左記の機関に相談してください。

「かもしれない」状態でも、匿名でもかまいません。通告した方の秘密は守られます。

また、あなた自身が「虐待してしまっている?」と感じていたり「虐待してしまつかもしれない」と悩んでいたら一人で抱え込まずにご相談ください。

【身近な相談窓口・連絡先】

●上三川町役場 福祉課 相談支援係

☎9137

●中央児童相談所

☎028(665)7830

●児童虐待緊急ダイヤル(夜間・休日専用の児童虐待通報先)

☎028(665)3677

●児童相談所全国共通ダイヤル(お住まいの地域の児童相談所に電話がかかります)

☎0570(064)000

▼問い合わせ先

福祉課 相談支援係 ☎9137

高齢者在宅福祉サービスのご案内

町では、在宅の高齢者及びご家庭で高齢者の介護をされているご家族の方を対象に様々なサービスを用意しています。

●ねたきり高齢者等介護手当交付

▼対象者＝要介護度3以上の高齢者を在宅で介護している同居の家族の方。

▼内容＝月額3,000円の介護手当を交付します。

●シルバーカー購入費補助

▼対象者＝65歳以上の高齢者又は60歳以上の身体障がい者で、日常歩くのに杖などを必要としている方。

▼内容＝シルバーカー（手押し車）購入費の3分の1を助成します（限度額5,000円）。

●安否確認・緊急通報システムの貸与

▼対象者＝おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又はひとり暮らしの1級又は2級の身体障がい者等で、持病等で緊急時に不安のある方。

▼内容＝病気などの緊急時に通報センターに通報する装置、安否確認センサーを貸与します。

●寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

▼対象者＝おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの家庭、及び要介護度4以上の在宅の高齢者で、寝具の衛生管理が困難な方。

▼内容＝寝具類等一式（掛布団、敷布団、毛布）の洗濯、乾燥消毒（年2回まで）。自己負担700円／1回

●高齢者日常生活用具給付

▼対象者＝おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮を必要とする住民税非課税世帯である方。

▼内容＝電磁調理器、自動消火器を給付します。

●高齢者介護用品給付

▼対象者＝在宅で介護を受けている要介護度4以上の高齢者で、その世帯全員が住民税非課税である方。

▼内容＝紙おむつなどの介護用品と交換のできる15,000円分の給付券を年5回交付します。

～現在受付中です～

今年度の給付券の交付が7月から始まりますので、現在申請を受け付けています。昨年度受給していた方も改めて申請が必要です。

●社会福祉法人の利用者負担額の軽減

▼対象者＝住民税が非課税の世帯であって、下記の要件をすべて満たす方及び生活保護受給者

- ・年間収入が単身世帯で150万円、1人増えるごとに50万円加算した額以下であること。
- ・預貯金が単身世帯で350万円、1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ・居住用以外に資産がないこと。
- ・親族等に扶養されていないこと。
- ・介護保険料を滞納していないこと。

▼内容＝社会福祉法人の提供する介護サービスの自己負担額を標準で25%軽減します。

また生活保護受給者は個室の居住費に係る利用者負担額のみ軽減対象となり、その軽減は全額となります。



▼申請・問い合わせ先＝保険課 ●高齢者年金係 ☎9129 ●介護保険係 ☎9102

介護保険施設入所 （短期入所）の食費・ 居住費（滞在費）減 額申請

次の対象者は、申請をすると、介護保険施設に入所（短期入所）したときの負担が軽くなります。すでに負担の軽減を受けている方も6月で有効期限が切れますので、7月29日（金）までに申請してください。

▼対象者＝世帯全員が平成23年度住民税非課税の方

▼申請に必要なもの＝平成23年1月1日現在、上三川町に住所が無かった方は次の書類が必要です。

- ・平成22年の所得等を証明する書類（公的年金収入額・合計所得金額・市町村民税課税額が確認できる書類）

▼申請・問い合わせ先＝

保険課 介護保険係
☎9102